

桜川市第3次地域福祉計画を策定しました

地域福祉計画とは

「地域福祉計画」は、『社会福祉法』第107条の規定に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得ながら、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制等を計画的に整備するための計画です。

計画の基本理念

地域において人と人との「支え合い」を構築し、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、住民参加のもと子どもから高齢者まで全ての市民が、健康で共生できるまちづくりを目指します。

— 基本理念 —

力を合わせ 支え合うまち 桜川

地域福祉推進の担い手

本計画は、地域福祉の推進に最も関わりのある地域住民自らが、地域福祉の「担い手」として参画するところが大きな特徴です。自助、互助・共助、公助、それぞれの役割分担を明確化し、互いに協力し合いながら、地域福祉の推進を図ります。



計画の目標

基本目標 1 地域活動に参加できるまちづくり



地域福祉を推進していくためには、地域住民自らが主体となって積極的に地域の人とふれあい、活動に参加し、手を携えて協力しあうことが必要です。「支え合い」「助け合い」を基本に、地域の連帯意識が高まるような体制づくりに取り組みます。

市民・地域ができること(例)

- ・ボランティア活動などに積極的に参加しましょう。
- ・若い世代との交流を通じ、地域福祉の担い手を発掘・育成しましょう。



基本目標 2 適切な福祉サービスを利用できるまちづくり



福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備や、福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関の連携を進めます。

また、支援を必要とする人が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立に向けて、社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備を進めます。

市民・地域ができること(例)

- ・地域の中で気軽に相談できる人や場所を見つけましょう。
- ・住民、地域、行政等との連携を図りましょう。
- ・ご近所のできる身近な支援を行いましょう。



基本目標 3 安心して暮らせるまちづくり



ひとり一人が、生涯にわたって安心して暮らせるよう、地域の中で自立し、その人らしく暮らせるように、保健・医療・福祉の専門職員をはじめ、市民全員と社会資源とが一体となって支援しあうネットワークの構築を進めます。権利擁護に向けては、成年後見制度、日常生活自立支援事業など適切なサービス利用を支援する仕組みの整備を進めます。

市民・地域ができること(例)

- ・身近な地域の様子を気にかけてみましょう。
- ・福祉サービスに関する情報を収集しましょう。
- ・防災組織や防災計画をつくりましょう。

